

**令和7年第3回
羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）
会議録**

日 時 令和7年6月25日（水）午後1時30分～午後1時40分

場 所 羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室

出席者の氏名 5名

教育長 儘田 文雄、教育長職務代理者 大井 克己、
委員 永井 英義、委員 村上 豊子、委員 塩田 真紀子

欠席者 なし

傍聴者 なし

出席した職員の職・氏名

事務局長 田中 智文、給食課長 田島 等、管理給食係長 鳥海 博幸、
管理給食係 大瀧 枝里子

組織市町教育委員会の出席者の職・氏名

羽村市教育委員会生涯学習部参事 吉川 泰弘
羽村市教育委員会生涯学習部長 吉岡 泰孝
羽村市教育委員会生涯学習部学校教育課長 平原 貞幸
瑞穂町教育委員会学校教育課長 大澤 達哉

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第7号 羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

日程第3 議案第8号 令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

日程第4 報告事項1 令和7年度食育関係事業の推進について

報告事項2 令和7年度学校給食に関するポスターコンクールについて

会議経過

○教育長（儘田文雄） ただいまの出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第3回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を開催します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

〔日程第1〕

○教育長（儘田文雄） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則」第27条第2項の規定により、教育長において、村上豊子委員を指名します。よろしく願いいたします。

〔日程第2〕

○教育長（儘田文雄） 日程第2、議案第7号「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（田中智文） 議案第7号「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。

本案は、羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則のうち、児童・生徒に係る学校給食費を無償化とする規定に関して、「東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱」の補助対象の規定に準拠するよう、別紙新旧対象表のとおり、文言を整理することに伴い、規則について改正する必要が生じたため提出するものです。

改正の内容ですが、本規則では、児童または生徒の保護者が負担する給食費の特例として、生活保護法に規定する教育扶助で給食費の支給を受けている者を除くものとして規定しておりましたが、東京都の補助要綱の補助金交付対象に関する規定に準拠するように、給食費に関して「学校教育法に規定する就学援助の支給を受けている者」及び「特別支援学校への就学奨励に関する法律に規定する特別支援教育就学奨励費の支給を受けている者」を給食費の特例から除くものとして、条文に加えるものです。

なお、本規則の一部改正により、小・中学校の児童または生徒の全ての保護者が負担する給食費を完全無償化とする取扱いに変更はございません。

本規則の一部改正は、公布の日から施行しようとするものです。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長（儘田文雄） 以上で、提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑がありましたら、お願いいたします。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。
お諮りします。議案第7号「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第3〕

○教育長（儘田文雄） 日程第3、議案第8号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（田中智文） 議案第8号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本案は、羽村市、瑞穂町の教育委員会及び、小・中学校長より、令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会委員として、別紙のとおり推薦をいただきましたので、委嘱にあたり「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則」第2条第7号、及び「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例」第3条第2項の規定に基づき、提案するものです。

任期につきましては、令和7年7月1日から令和8年6月30日までとなります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長（儘田文雄） 以上で提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑がありましたら、お願いいたします。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。
お諮りします。議案第8号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会

委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長(儘田文雄) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

[日程第4]

○教育長(儘田文雄) 日程第4、報告事項1「令和7年度食育関係事業の推進について」、事務局からの説明を求めます。

○給食課長(田島等) 教育長、給食課長です。

○教育長(儘田文雄) お願いします。

○給食課長(田島等) 報告事項1「令和7年度食育関係事業の推進について」ご説明いたします。

お手元に配付いたしました報告事項1資料をご覧ください。

本年度も、食育関係事業の推進にあたり、表面から裏面にかけて、太字で記載の、1、学校給食に関する情報提供、2、食育推進事業の実施、裏面になりますが、3、食育推進のための学校との連携の3項目を推進の基本として位置づけ、それぞれの項目に記載した事業を行ってまいります。

各項目の実施事業については、「1学校給食に関する情報提供」では「給食だよりの配布」等、4事業を予定してございます。「2食育推進事業の実施」では「地場産物の利用促進」「学校給食に関するポスターコンクールの実施」等、3事業を予定してあります。裏面の「3食育推進のための学校との連携」では、「学校訪問」等、4事業を予定してございます。

内容については、後ほどお目通し願います。

以上で報告を終わります。

○教育長(儘田文雄) 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑ございますか。

(質疑なし)

○教育長(儘田文雄) ないようですので、質疑を終了します。

2「令和7年度学校給食に関するポスターコンクールについて」事務局からの説明を求めます。

○給食課長(田島等) 教育長、給食課長です。

○教育長(儘田文雄) お願いします。

○給食課長(田島等) 報告事項2「令和7年度学校給食に関するポスターコンクールに

ついて」ご説明いたします。

報告事項 2-1 資料「令和 7 年度学校給食に関するポスターコンクール実施要項」をご覧ください。

この事業は、当センターの食育関係事業の中でも主要な事業であり、毎年、各学校のご協力をいただき、多くの児童・生徒から応募をいただいております。

本日、要項とあわせて作品募集のチラシ（緑色）を報告事項 2-2 資料として机上配付させていただきました。

事業内容ですが、基本的には昨年と同様となります。募集期間は、7 月中旬から 9 月 8 日までといたします。

応募していただいた作品に対して、9 月中に審査会を開催して最優秀賞 4 作品、優秀賞 4 作品、入賞 20 作品程度を決定し、11 月 4 日（火）に表彰式を行う予定です。

その後、最優秀作品につきまして、給食配送車に掲示するほか、入選作品につきましては、羽村市のプリモホールゆとろぎ、生涯学習センターゆとろぎですね、瑞穂町の郷土資料館けやき館で原画の展示を予定しております。

また、入選者及び作品につきましては、給食だよりや羽村市・瑞穂町の広報誌等でお知らせいたします。

以上で報告を終わります。

○教育長（儘田文雄） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑ございますか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

これをもちまして、令和 7 年第 3 回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を閉会します。

以上、会議の経過（概要）を記載し、その相違がないことを証するために、ここに署名をいたします。

令和7年6月25日

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

教育長

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

委員